

国民健康保険税が軽減されます

国民健康保険（国保）は、職場の健康保険、後期高齢者医療制度で医療を受けている方や生活保護を受けている方を除いて、すべての方が加入することになります。国保はその医療保険のひとつで、病気やけがをしたときに安心して医療機関で受診できるようにみんなで助け合う制度で、各市区町村が運営を行っています。

非自発的失業者「倒産・解雇など」による離職や雇止めなどによる離職者や所得の少ない世帯に対して、国民健康保険税が軽減されます。

非自発的失業者等の軽減

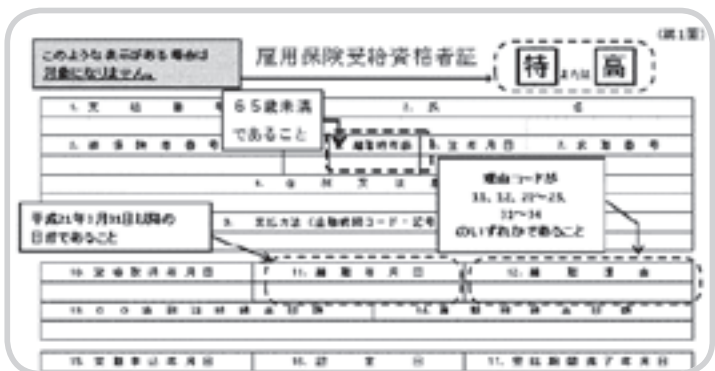
非自発的失業者「倒産・解雇など」による離職や雇止めなどによる離職者」に対して国民健康保険税を軽減します。

※軽減措置は、必要書類の提出により適用されるもので、自動的に適用されるものではありません。

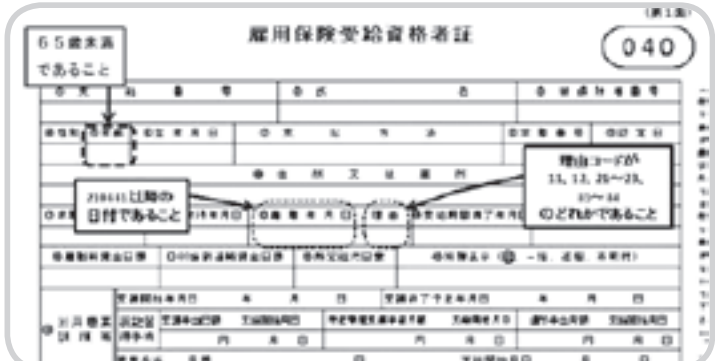
◆対象者

平成21年3月31日以降に離職し、離職時点で65歳未満の方で、雇用保険の特定受給資格者「倒産・解雇など」による離職」および特定理由離職者「雇止めなど」による離職」が対象になります。特定受給資格者および特定理由離職者かどうかは、雇用保険受給資格者証で確認してください。

雇用保険受給資格者証第1面中、離職年月日・理由の欄に記載されている番号で確認できます。（見本を参照してください）



平成22年2月22日以降に発行された雇用保険受給資格者証見本



平成22年2月21日以前に発行された雇用保険受給資格者証見本

●雇用保険特定受給資格者の離職理由コードは、11・12・21・22・31・32です。

●特定理由離職者の離職理由コードは、23・33・34です。

※雇用保険受給資格者証がないと申請できません。もし、ない場合は、管轄公共職業安定所（ハローワーク）で再交付を受けてから申請を行ってください。

◆軽減期間

国民健康保険税の軽減は、平成22年4月から適用され、離職日の翌日の属する月から離職日の属する年度の翌年度末までです。

離職（失業）した日	軽減期間
平成21年3月31日	平成23年3月まで
平成21年4月1日から平成22年3月30日まで	平成23年3月まで
平成22年3月31日	平成24年3月まで
平成22年4月1日から平成23年3月30日まで	平成24年3月まで

◆軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして算定します。また、高額療養費などの所得区分判定についても、前年の給与所得を30/100とみなして算定します。

◆申請方法

○申請に必要なもの
・雇用保険受給資格者証（写し可）※離職されてもすぐに雇用

の属する年度の翌年度末まで。※届出が遅れても、さかのぼって軽減を受けることができます。（平成22年4月（国保加入月から）から）

※国民健康保険加入中は、途中で就職しても引き続き対象になります。が、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

保険受給資格者証は発行されませんが、管轄のハローワークで交付を受けてから申請を行ってください。

・特別対象被保険者等申告書（国保年金課窓口で記入もしくは市のホームページ（国保年金課ページ）からダウンロード可能）

・印鑑

・国民健康保険証

※雇用保険受給資格者証がないと受付できません。ない場合は、管轄のハローワークへお問い合わせください。

※国民健康保険税の軽減は、平成22年度分からの適用になります。申請は随時受け付けており、7月中旬に送付される本算定以降に軽減した課税額として変更納付書が発行されます。申請が遅れてしまっても、4月分（国保に加入された月）からさかのぼって軽減算定を行います。

所得が少ない世帯の軽減

世帯主および被保険者の所得の合計額に応じて、国民健康保険税の均等割額・平等割額が7割・5割・2割分軽減されます。（これまでは、6割・4割）

※毎年4月1日現在で、世帯の所得状況により軽減割合が設定されます。申請する必要はありません。